

スポーツ推進委員募集要項（追加募集）

1. スポーツ推進委員とは

スポーツ基本法に定められた非常勤の公務員です。なお、スポーツ基本法には次のように定められています。

◆スポーツ基本法 第32条（スポーツ推進委員）

『市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。』

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。』

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

2. スポーツ推進委員の役割

スポーツ教室や大会の企画・運営、町民のスポーツ活動をサポートするための実技指導や助言を行います。また、必要に応じ会議を開催し、教育委員会の諮問に応じ意見を述べることなどがその役割となっています。

3. 任期

委嘱の日から令和9年3月31日まで

4. 公募人数

若干名

5. 活動の状況

大きく3種類の活動をしています。

① 定例会

毎月1回定例会議を開催し、事業の企画や研修会の報告等を行っています。

毎月第3水曜日の午後6時から役場内の会議室で開催しています。

②教室等の実施

定例会で企画した教室や講座や体力テストなどの行事を休日に実施しています。

③近隣市町との連携

近隣市町スポーツ推進委員との連絡協議会があり、協議会主催の研修へ参加、情報交換などを行っています。

詳細は別添の『令和6年度事業実績』を参考にしてください。

6. 職・身分

非常勤特別職の地方公務員

7. 報酬等

日額 3,000 円（職務に従事した時間が 3 時間を超える場合は、4,000 円）

8. 資格・条件等

スポーツへの情熱があり、令和 7 年 8 月 1 日時点で 18 歳以上、宮代町在住・在勤・在学の方

9. 募集期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

別紙『宮代町スポーツ推進委員応募調書』に必要事項を記入のうえ、指定の期日までに教育推進課生涯学習・スポーツ振興担当へ持参または郵送してください。

※忘れずに顔写真を添付してください。

※応募書類については返却いたしませんのでご了承ください。

10. 選考等のスケジュール

書類受領後に随時、書類選考及び面接を行い、教育委員会の議決・承認を経て委嘱します。

11. その他

不明な点がありましたら、教育推進課生涯学習・スポーツ振興担当までお問い合わせください。

電話 0480-34-1111 内線 432